

●香川県告示第297号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において平成24年6月22日から10年間閲覧に供する。

平成24年6月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

平成24年6月5日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

高松市

高松市番町1丁目8番15号

高松市長 大西秀人

3 埋立区域

(1) 位置

高松市女木町字榎谷1881番3から1910番を経て字興ノ浜2139番に至る間に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

第2工区

四等三角点東浦（北緯34度23分52.0438秒、東経134度03分02.8052秒）から259度08分56秒、516.74メートルの地点を基点として、次の①の地点から⑭の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点から210度01分54秒、255.05メートルの地点

②の地点 ①の地点から196度19分16秒、111.01メートルの地点

③の地点 ②の地点から111度02分42秒、22.67メートルの地点

④の地点 ③の地点から353度23分27秒、1.36メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から358度52分54秒、2.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から4度37分56秒、1.45メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から4度40分32秒、0.54メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から10度18分17秒、0.18メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から10度30分52秒、1.81メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から16度02分43秒、1.97メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から20度00分23秒、29.60メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から23度11分42秒、4.10メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から25度16分38秒、3.01メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から29度42分23秒、2.96メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から32度13分17秒、3.01メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から34度57分33秒、3.01メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から37度23分05秒、3.00メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から39度37分19秒、3.00メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から43度34分30秒、2.99メートルの地点

- ㊸の地点 ㊷の地点から46度33分14秒、3.00メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から48度26分55秒、3.01メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から51度10分02秒、3.00メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から54度04分56秒、3.00メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から57度34分21秒、3.01メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から59度43分52秒、3.01メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から60度21分00秒、1.35メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から292度45分47秒、19.51メートルの地点
- ㊻の地点 ㊿の地点から292度45分32秒、3.49メートルの地点
- ㊽の地点 ㊻の地点から357度24分38秒、20.12メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から358度44分52秒、4.12メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から3度08分03秒、3.00メートルの地点
- ㊻の地点 ㊿の地点から7度45分27秒、3.00メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から11度38分49秒、3.60メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から286度18分33秒、4.07メートルの地点

(3) 面積

2,471.62平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成11年4月6日

(2) 免許番号

10水A第154号